



平成 20 年 7 月 25 日

各 位

熊 本 県 熊 本 市 南 熊 本 三 丁 目 1 4 番 3 号
株 式 会 社 ト ラ ン ス ジ ャ ニ ッ ク
代 表 取 締 役 社 長 是 石 匡 宏
(コ ー ド 番 号 2342 東 証 マ ザ ー ズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 部 長 中 川 隆 生
電 話 番 号 078-306-0590

発行済みストック・オプションの一部消滅に関するお知らせ

当社は、当社の取締役および従業員等に対してストック・オプションとして発行した新株引受権および新株予約権(以下、新株予約権等)が一部消滅することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となるストック・オプション(新株予約権等)の内容

株主総会決議日	消滅前の新株予約権等の個数 (上記の目的となる株式数)	消滅する新株予約権等の個数 (上記の目的となる株式数)	消滅後の新株予約権等の個数 (上記の目的となる株式数)
平成13年2月8日	48個 (48株)	48個 (48株)	0個 (0株)
平成14年3月27日	498個 (498株)	498個 (498株)	0個 (0株)
平成14年5月30日	640個 (1,920株)	302個 (906株)	338個 (1,014株)
平成15年6月27日	1,303個 (1,303株)	1,303個 (1,303株)	0個 (0株)
合計	2,489個 (3,769株)	2,151個 (2,755株)	338個 (1,014株)

2. スtock・オプション(新株予約権等)が消滅する理由

当社はストック・オプションが当社の取締役および従業員等に対し業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与える有効な手段であると認識しており、本日も新たなストック・オプションの発行することを取締役会にて決議しております。

一方、ストック・オプションが潜在株式として存在している現状を鑑み、当社は既往のストック・オプションがインセンティブプランとして機能しているかを常に注視する必要があると考えており、一定期間の後には見直しが必要であると考えております。

その結果、このたび権利行使価格の設定その他諸条件によりインセンティブプランとして十分に機能していないと思われるストック・オプションについては、各権利者である当社取締役および従業員が権利放棄することにより一部消滅することとなりました。

なお、新たなストック・オプションの発行については、本日併せて開示する「ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. スtock・オプション(新株予約権等)消滅による影響

当社業績に与える影響はありません。

以 上